

鎌倉市農業委員会 令和 5 年度 第 6 回総会 次第	
日 時	令和 5 年 (2023 年) 9 月 26 日 (火) 15 時 30 分開会
場 所	鎌倉市役所 第 3 分庁舎 講堂
委員名	1 番 関根豊、2 番 石原秀雄、4 番 小泉紀久夫、 5 番 小川和己、6 番 落合るみこ、7 番 和田雅裕、 8 番 二之宮智和、9 番 三橋猛、10 番 飯田亜希子、 11 番 郷原均、12 番 市川幸子、13 番 平井保男 以上 12 名
事務局出席者	飯田事務局長補佐・神保主事・古川事務職員
欠席委員	3 番 飯田正実委員
議長(平井会長)	定刻になりました。 それでは、只今から総会を開会いたします。 欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(飯田補佐)	議長。事務局長の太田が所用で不在のため、代わりに私が進行を務めさせていただきます。 3 番 飯田正実委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長(平井会長)	次に、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、5 番 小川委員、6 番 落合委員にお願いします。 次回の現況証明委員については、登記官照会における現地調査を 9 月 22 日 (金) に、5 番 小川委員、6 番 落合委員と行いましたので、7 番 和田委員、8 番 二之宮委員にお願いします。
議長(平井会長)	次に、日程 第 1、報告 第 13 号、農地法 第 4 条 第 1 項 第 7 号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分 ^{（注）} の報告について、1 件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(神保主事)	議長。日程第 1、報告第 13 号、農地法 第 4 条 第 1 項 第 7 号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、着席してご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第 4 条の届出について、8 月 14 日から 9 月 8 日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の 1 ～ 2 ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 1 ページの番号 1 と、2 ページの整理番号 1 の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 5 年 9 月 19 日に共同住宅へ転用のため、令和 5 年 9 月 11 日に専決処分いたしました。 以上 1 件、賃貸借関係はありません。

	以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程 第2、報告 第14号、農地法 第5条 第1項 第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、4件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(神保主事)	議長。日程第2、報告第14号、農地法 第5条 第1項 第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、着席してご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、8月14日から9月8日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の3～9ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 3ページの番号1と、6ページの<u>整理番号1</u>の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年10月1日に専用住宅へ転用のため、令和5年8月31日に専決処分いたしました。 続きまして、3ページの番号2と、7ページの<u>整理番号2</u>の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年9月15日に専用住宅へ転用のため、令和5年8月31日に専決処分いたしました。 続きまして、4ページの番号3と、8ページの<u>整理番号3</u>の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年10月1日に専用住宅へ転用のため、令和5年8月31日に専決処分いたしました。 続きまして、5ページの番号4と、9ページの<u>整理番号4</u>の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 9ページの案内図の下部の「専決処分日」ですが、資料送付時点では専決処分前のため空欄としておりましたが、令和5年9月20日に専決処分しましたので、日付の記入をお手数ですがお願いいたします。 本件は、令和5年12月1日に専用住宅へ転用のため、令和5年9月20日に専決処分いたしました。 以上4件、賃貸借関係はありません。

	以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
11 番 (郷原委員)	11 番。番号 1 と番号 2 は、明細地図に名前があるようですが、すでに家があるのですか。
事務局(神保主事)	この地図自体が少し古いものになるので現況と異なります。一つの土地を二つに割って、これから建てるということです。
議長(平井会長)	他にご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程 第 3、議案 第 18 号、農地法 第 3 条 第 1 項目的の買受適格証明について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(神保主事)	議長。日程 第 3、議案第 18 号、農地法 第 3 条 第 1 項目的の買受適格証明について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 10 ページの議案書、11～15 ページの議案第 18 号参考資料①～⑤をご覧ください。本件は、願出人である ■■■ 氏が農林水産省実施による国有農地の一般競争入札に参加するにあたり、入札の参加条件が農地法第 3 条の許可を受けられる者であるため、買受適格証明が必要であり、願出があったものです。 買受適格証明については、買受の目的を明確にする必要があるため、証明願が提出されるにあたり、合わせて農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書が提出されました。 ■■■氏は、本人 1 人で農業に従事しています。 耕作面積については、大町五丁目で 502 m²の畑の借入地を耕作しています。 年間の従事日数は、■■■氏が 150 日、常時雇用者 4 名で延べ 700 日となっています。 農地取得の目的は、農業経営の規模拡大です。 自宅から申請地までの通作距離は約 4.5 km で、車で約 15 分程度の距離であり、取得後の農地すべてを耕作できると認められます。 また、無農薬栽培のため、農薬散布に伴う周辺農地への影響はなく、近隣住宅地よりもくぼんだ敷地であるため、日照条件で周辺に悪影響を及ぼすことも心配ないと思われます。 以上の事由から、農地法第 3 条の許可条件を満たしていると考えられます。 当該地が鎌倉市内にあるため、落札した場合、農地法第 3 条第 1 項の許可権者は当農業委員会となります。 よって、本件の買受適格者についても、当農業委員会が証明することになるものです。 13 ページ以降が営農計画書になります。議案第 18 号 参考資料

	③④⑤になります。営農計画書の下に、「これからの営農計画」の記載がありますが、現地ではヘーゼルナッツ以外の作物を栽培することです。 農業者の観点から、営農計画書をご覧頂き、問題点があれば、この場でご指摘いただけると幸いです。 以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小泉委員から補足説明をお願いします。
4 番 (小泉委員)	議長。4 番。9 月 14 日 (木) 午後 2 時より、平井会長、現況証明委員の飯田正実委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 大町 5 丁目にある■■■■氏の農地の耕作状況を確認したところ、現在は、ヘーゼルナッツの作付けが行われており、耕作状況は特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
11 番 (郷原委員)	11 番。ここは市街化調整区域ですか。
事務局(飯田補佐)	はい。調整区域であり、農林水産省が管理する国有農地です。管理の委任を農業委員会が受けております。県の国有農地課ときちんと耕作されているかどうか、毎年現場を確認しています。
議長(平井会長)	営農計画に関して■■■■氏と面接等をする予定はありますか。
事務局(飯田補佐)	面接の予定はありません。
7 番 (和田委員)	売り上げは必要条件でないようだが、売り上げが楽観的な数字に見える。定期的にきちんと買ってくれる先があればいけるかもしれないが、所有権移転することになって、この計画だと維持できるのだろうか。
議長(平井会長)	大変だろうが、■■■■氏のやる気は感じられる。
事務局(飯田補佐)	入札により落札した際は、3 条許可の申請書を出してもらうことになるので、もう一度営農計画を再考してもらうように指摘したいと考えています。
議長(平井会長)	他にご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案 第 18 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(飯田補佐)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 18 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第 4、議案 第 19 号、非農地証明について上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(神保主事)	議長。日程第 4、議案第 19 号、非農地証明について、ご説明いた

します。

送付資料の16ページの議案書、17ページの議案第19号 参考資料及び本日配布させていただいた議案第19号 参考資料②をご覧ください。

非農地証明は、県が作成する「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」から抜粋した非農地の定義により、当該土地が農地法上の農地に該当しないことを農業委員会が証明するものです。

はじめに、非農地の定義についてご説明します。

非農地には、参考資料②に記載の12項目のいずれかに該当する転用後10年の土地であって、かつ農地等に復元することが著しく困難な土地が該当します。

次に非農地の要件についてですが、資料に記載の6項目に該当するかを確認します。

【要件6項目】

- ① 農用地区域に設定されていないこと。
- ② 当該土地の立地等の条件が審査基準に規定する農地区分甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。
- ③ 周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと。
- ④ 当該土地が、農地等を含む筆の一部でないこと。
- ⑤ 当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追求されておらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。
- ⑥ 転用後10年以上経過していること。

これらの要件を満たした土地が、非農地として判断されるものです。

続いて、本議案についてご説明いたします。

本議案の申請者及び申請地は、事前に送付した、議案資料及び参考資料のとおりで、当該地は市街化調整区域内であり、現況は宅地となっています。

そのため、参考資料②の非農地の定義にある12項目のうち、①に該当します。

次に非農地の要件の6項目について、順番に確認させていただきます。

①「農用地区域に設定されていないこと。」ですが、農用地区域は、関谷・城廻地域の農業振興地域の農地が地番指定されている区域であるため、対象地は農用地区域に指定されていない土地となります。

次に、②「当該土地の立地等の条件が審査基準に規定する農地区分甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。」ですが、農地区分甲種農地及び第1種農地とは、前提として、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地を指しますが、対象地は10ヘクタール以上

	の一団の農地の区域内になく、周辺は住宅地であるため、該当しません。 ③「周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと」についてですが、周辺は住宅地であり、農地はありません。 ④「当該土地が、農地等を含む 筆の一部でないこと。」については、対象地は宅地内に全て存在しているため、筆の一部ではありません。 ⑤「当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追及されておらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。」については、違反転用ではなく、宅地であるため、今後も追及の見込みはありません。なお、課税部門に確認したところ、過去10年間の課税地目は宅地であり、農業委員会でも農地利用状況調査の対象地からは外れています。 ⑥「転用後10年以上経過していること。」については、平成8年当時の航空写真で現地を確認しても、対象地が宅地となっていることから、転用後10年以上が経過していると考えられます。 よって非農地の要件6項目をすべて満たし、宅地であることから、非農地として判断しようとするものです。 本議案についてご審議いただき、了承いただければ、申請者に非農地証明を交付しようとするものです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小泉委員から補足説明をお願いします。
4番(小泉委員)	議長。4番。9月14日(木)午後2時より、平井会長、現況証明委員の飯田正実委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、現地は、宅地及び庭敷地となっており、農地に復元することは著しく困難な土地です。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第19号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(飯田補佐)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第19号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第5、議案 第20号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(神保主事)	議長。日程 第5、議案第20号、農業経営基盤強化促進法に基づく

	農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 18 ページの議案書、19 ページの議案第 20 号参考資料をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業会議へ農地を貸し出し、農業会議から■■■■氏に農地を貸し出すものです。 参考資料の白抜き太枠内の土地が本件の対象地で、斜線地は現在、■■■■氏が耕作している土地です。 農業会議から■■■■氏への貸し借りについては、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 3 項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業会議の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。 期間は令和 5 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は 1 平方メートル当たり 24 円で、年間 11,100 円となっています。■■■■氏の農作業従事見込み日数は年 350 日、1 名で営農するとのことです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小泉委員から補足説明をお願いします。
4 番 (小泉委員)	議長。4 番。9 月 14 日 (木) 午後 2 時より、平井会長、現況証明委員の飯田正実委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされており、作付けの準備が行われていました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 20 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(飯田補佐)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 20 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 6、その他、諸般の報告について、6 件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(古川職員)	議長。日程 第 6、その他、諸般の報告について、6 件、着席し

て、報告いたします。

諸般の報告 1、令和 5 年度神奈川県農業会議農政活動協力金（旧賛助会費）の募金について、報告いたします。

担当する委員の皆様へ封筒と一緒に宅配しております。「諸般の報告 1 参考資料」をご覧ください。

募金の内容は、農業会議が行う農政活動に賛同する農家を農政活動協力員、賛助会員として、農家 1 戸当り 600 円の募金を集めて、農業委員会連合会を通じ農業会議へ納入し、農政活動の資金として使用されるものです。

今年度も神奈川県農業会議会長から募金の依頼がありましたので、委員の皆様は、各地区を回っていただき農政活動協力金、賛助会費の募金の協力依頼及び取りまとめをお願いいたします。

募金の際に配布いただく資料につきましては、通知に記載のとおりですが、集金した際に、領収書を渡すとともに、資料記載の配布書類をお配りいただきますようお願いいたします。

また、領収書については、氏名を記入済みです。万が一、相続等により記載した氏名が異なる場合には、予備の領収書をお使いいただきますようお願いいたします。

集めました募金につきましては、領収書と合わせて 11 月 10 日（金）までに事務局へお持ちいただきますようお願いいたします。

次に諸般の報告 2、令和 5 年度神奈川県農業委員会活動推進大会について、報告いたします。

お手元の「諸般の報告 2 参考資料 1～5」の資料をご覧ください。

神奈川県農業委員会活動推進大会が令和元年以来 4 年ぶりに開催されることとなり、開催場所は海老名市文化会館となります。

当大会は、年に 1 度、県内の農業委員が一堂に会し、本県農業の重要施策に関する要望事項を決議するとともに、農業委員活動の強化、各種取り組みの実現に向けた運動を展開する為に行われます。

この農業委員大会への本市の参加につきまして、本年度は民間のマイクロバスにて、市役所から現地に向かう予定です。

当日の集合場所、集合時間等については、行程表のとおりとなりますが、本庁、JA 深沢支店、JA 玉縄支店の 3 か所のいずれかで乗車いただくことになります。

行程表にあるとおり、昼食を済ませてから、会場に向かいます。

昼食代の一部 600 円は農業会議が負担し、差額は親睦会費から支出させていただきます。

どちらからバスに乗車されるか本日確認させていただければと思います。

本庁から乗車される方は挙手をお願いします。

（三橋委員）

JA 深沢支店から乗車される方は挙手をお願いします。

(和田委員)(二之宮委員)

J A玉縄支店から乗車される方は挙手をお願いします。

(石原委員)(小泉委員)(小川委員)(飯田亜希子委員)(平井会長)
ありがとうございました。

変更等がありましたら、事務局までご連絡ください。

次に諸般の報告3、農地パトロールの結果報告について、報告いたします。

農地パトロール実施計画に基づき、農業振興地域内における農地法違反地の現在の状況を確認するため、農地パトロールを9月4日(月)に農業委員3名、農業委員会事務局3名、開発審査課2名、都市調整課1名、横須賀三浦地域県政総合センター職員1名の合計10名で実施しました。

違反地については、「諸般の報告3 参考資料」のとおりです。

①の[]の違反地については、現在正に向けて作業を行っておりますが、現在は[]の社長から現地への立ち入り及び写真撮影を拒絶されている状況であり、詳細な確認はできていない状況です。

②[]及び③[]所有地について、特段前回のパトロールから現状の変化は見られませんでした。

次回の農地パトロールは、令和5年11月頃を予定しております。対象の委員は4番 小泉委員、5番 小川委員、6番 落合委員です。

日程につきましては、後日調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に諸般の報告4、遊休農地解消対策実践活動について、報告いたします。

9月13日(水)に関谷の圃場にてジャガイモの作付け、9月19日(火)に除草剤散布、9月12日(火)は事前の準備作業として、肥料まき等の実践活動を行いました。作業に御協力いただいた皆様、ありがとうございました。

10月の実践活動は特段行うべき作業がないため中止として、次回は11月9日(木)を予定しておりましたが、遊休農地解消対策業議会と協定を結んでいる三菱電機株式会社と協働でジャガイモの収穫と玉ねぎの作付けを行うため、11月18日(土)に、第7回目の実践活動を行います。

当日は、三菱電機の社員の方に収穫・作付け作業のレクチャーや補助をお願いしたいと思います。

11月18日(土)は小泉委員を除くA・Bグループの皆様、和田委員、三橋委員、郷原委員、関根委員、平井会長、飯田亜希子委員、小川委員にお願いしたいと思いますが、当初の予定と日程が変わりましたので、現時点で都合がつかない方は、挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。

	関谷の圃場に午前 9 時 30 分現地集合で、11 時 30 分頃までの 2 時間の作業としたいと思います。 当日が雨天の場合は、11 月 21 日（火）に延期とします。 次に、諸般の報告 5、農地相談会の開催について報告いたします。 10 月 25 日（水）に 本年度 第 2 回目の農地相談会を J A さがみ・鎌倉市・農業委員会事務局とで実施する予定です。なお、第 1 回目は 7 月 26 日（水）に実施予定でしたが、予約がなかったため、開催しませんでした。 農家の方へは、J A の回覧で周知をしており、場所は J A さがみ玉縄支店で行います。 今回の相談は現時点ですでに 1 件予約がありますが、今後も予約数が増える見込みです。相談希望の方からお話がありましたら、J A さがみ鎌倉営農経済センターへ確認するよう、お伝えください。 なお、令和 4 年度から最適化活動の一環として、農業委員の方にも 1 名参加をお願いしておりますが、議席番号の後ろから順として今回は 13 番 平井会長にご出席いただく予定となっています。 次に、諸般の報告 6、10 月総会の日程について、報告いたします。 今回は、10 月 27 日（金）午後 3 時 30 分からで、会場は鎌倉市役所 本庁舎 2 階 201 会議室になります。 諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和 5 年度 第 6 回 総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長	平井 保男
議事録署名委員 5 番	小川 和己
議事録署名委員 6 番	落合 三子